

記 者 発 表 資 料
2 0 1 1 年 1 1 月 9 日
環 境 資 源 部 環 境 総 務 課 長 内 山
電 話 0 4 2 - 7 9 7 - 7 1 1 2

ごみの資源化施設

“建設候補地選定の進め方・評価の視点(案)”がまとまりました ～ 検討委員会が意見を募集します ～

市では、2020年度までに、ごみとして処理する量の40%削減を目標に掲げ、今後の町田市のごみ減量化や資源化についての考え方をまとめた「町田市一般廃棄物資源化基本計画」を今年4月に策定しています。

この計画に基づき、①老朽化した清掃工場、②生ごみ資源化施設、③プラスチック資源化施設等の資源循環型施設の整備基本計画の策定するため、2011年5月に「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会（委員長：細見正明）」を設置し、検討を進めています。

これまで、一般廃棄物資源化基本計画の内容、資源化施設の種別、焼却施設の方式、など基本的な事項について確認を行ってきました。9月からは、整備する施設の内容を検討する整備基本計画専門部会と建設候補地を選定する建設候補地選定専門部会に分かれて検討を進めており、このたび“建設候補地選定の進め方・評価の視点(案)”がまとまりました。

この案について、市民の皆さんからのご意見を検討委員会での議論に反映させていくため、意見の募集を行います。

■ 募集期間

2011年11月11日（金）～12月5日（月）

※ 検討案および意見の募集に関する詳細は、別添資料をご覧ください。

※ 検討案および意見の募集に関する詳細は、町田市ホームページ・市政情報室やまびこ・環境総務課でもご覧いただけます。

※ 検討委員会におけるこれまでの会議資料や議論の内容については、町田市ホームページでご覧いただけます。

町田市民のみなさまへ

平成 23 年 11 月
町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会
委員長 細見 正明

ごみの資源化施設・建設候補地の選定がスタートしました

【参考】裏面の検討項目(案)に基づく建設候補地一次選定地域

防災上危険とされる地域、文化や自然環境等を保護する地域と、都市計画で施設の建設が不可能と考えられる地域を除外しています。

※ 現在、建物が建っているか、施設として使われているか、土地の所有者が誰かなどは考慮しておりません。

裏面の一次選定検討項目(案)に基づき検討対象となる地域

●「町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会」により検討を進めています

今後の町田市のごみ減量化や資源化について考え方をまとめた「町田市一般廃棄物資源化基本計画」(2011年4月)に基づき、老朽化が進んでいる焼却施設の建替えに併せ、どのような施設を町田市内のどこに建設するか検討を進めております。

町田市の清掃工場は、昭和 57 年の運転開始から 29 年が経過しており、安全に効率よく運転するためには毎年莫大な維持管理費がかかっています。

また、このまま老朽化が進むと適正なごみの処理を行うことが困難になる可能性が高く、現在の施設では、焼却熱の利用(熱利用・発電)も効率が良いとはいえません。

町田リサイクル文化センター

不燃・粗大ごみピット

タービン発電機

ビン選別施設



●検討の進め方について、ご意見をお聞かせください

当検討委員会では、建設場所を決めるためのプロセスや必要な視点、検討対象となる施設(ごみ焼却施設(熱回収施設)、生ごみを資源として活用する施設、プラスチックを資源化する施設)について検討を行っており、裏面に示す手順で建設候補地の選定を行う予定です。

①建設候補地選定の進め方・評価の視点、②地域周辺への配慮について、③検討対象となる施設について、④その他、お気づきの点やご意見がございましたらお聞かせください。

募集期間：平成 23 年 11 月 11 日(金)～12 月 5 日(月)

提出方法：郵便、FAX、Eメール、または検討委員会事務局まで直接提出

お問い合わせ：検討委員会事務局 環境資源部環境総務課 施設計画係 TEL 042-797-9615

町田リサイクル文化センター



提出先

〒194-0202 町田市下小山田町 3160
町田市環境資源部 環境総務課 施設計画係
FAX : 042-797-5374
Eメール : mcity910@city.machida.tokyo.jp

注意事項

書式は自由です。ご意見、ご住所、お名前をご記入ください。
電話や担当課窓口での口頭によるご意見提出はお受けいたしません。
提出いただいたご意見に個別の回答はいたしません。
いただいたご意見は委員会の中で公表し、選定に向けた検討資料に反映いたします。

なお、検討委員会におけるこれまでの会議資料や議論の内容については、町田市ホームページに掲載しております。あわせてご覧ください。

